当該年度	前年度の標準報酬（当該年度
標準報酬（以下「前年度の標準報酬」という	なお効力を有する改正前国共済法第四十二条第一項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）となお効力を有する改正前国共済法第四十二条の二第一項に規定する標準期末手当等の額（以下「標準期末手当等の額」という。）をいう。以下同じ	改正後厚生年金保険法第四十三条の二第二項第一号
標準報酬（	標準報酬の月額と標準期末手当等の額（	改正後厚生年金保険法第四十三条の二第二項第二号
標準報酬	標準報酬の月額と標準期末手当等の額	改正後厚生年金保険法第四十三条の二第四項
受給権者	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付の受給権者	改正後厚生年金保険法第四十三条第一項
標準報酬	標準報酬の月額と標準期末手当等の額	改正後厚生年金保険法第四十三条の四第三項及び第五十三条の第三項
老齢厚生年金	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法第七十六条の規定による退職共済年金	改正後厚生年金保険法第四十六条第一項
第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する	なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額、なお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項に規定する加給年金額及びなお効力を有する改正前国共済法第七十八条の二第四項の規定による	
同条第四項に規定する	なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額及びなお効力を有する改正前国共済法第七十八条の二第四項の規定による	
老齢厚生年金	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法第七十六条の規定による退職共済年金	改正後厚生年金保険法第四十六条第五項
第三十六条第二項	なお効力を有する改正前国共済法第七十三条第二項	
第四十四条第一項	なお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項	改正後厚生年金保険法第四十六条第六項
老齢厚生年金につい	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法第七十六条の規定による退職共済年金については、なお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項	
ては、同項		
障害厚生年金	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金	改正後厚生年金保険法第五十四条第二項
被保険者	組合員	

障害厚生年金について、第四十七条第一項ただし書の規定は、前項ただし書の場合	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金	改正後厚生年金保険法第五十四条第三項
祖父母	祖父母（第四十七条第二項に規定する障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある夫、父母又は祖父母を除く。以下この条において同じ。）	改正後厚生年金保険法第六十五条の二
遺族厚生年金	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金	
被保険者	国家公務員共済組合の組合員	
遺族厚生年金	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金	改正後厚生年金保険法第六十六条第一項
遺族厚生年金	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金	改正後厚生年金保険法第六十六条第二項
被保険者	国家公務員共済組合の組合員	
遺族厚生年金	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金	改正後厚生年金保険法第六十七条第一項及び第六十八条
保険料その他この法律の規定	なお効力を有する改正前国共済法の規定による掛金その他なお効力を有する改正前国共済法の規定	改正後厚生年金保険法第九十二条第一項
保険給付を	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付を	
又は一時金として支払うものとされる保険給付	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付	
相互に、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項、受給権者に対する保険給付の支給状況その他実施機関の業務の実施	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付の支給の停止を行うため、相互に、標準報酬に関する事項及び受給権者に対する同項に規定する給付の支給状況	改正後厚生年金保険法第百条の二第一項
実施機関	国家公務員共済組合連合会	改正後厚生年金保険法第百条の二第三項及び第四項
年金たる保険給付に関する処分に関し	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付の支給の停止を行うため	
附則第八条の規定による老齢厚生年金	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金	改正後厚生年金保険法附則第十条の二
附則第八条の規定による老齢厚生年金（第四十三条第一項及び附則第九条	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第一項及び第二項並びに附則第十二条の四	改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項